

とちぎ食の安全・安心推進会議
(第3回) 議事録

1. 日 時 平成20年2月13日(水) 13:30~15:50

2. 場 所 栃木県庁 講堂

(司会)

ただいまから、第3回とちぎ食の安全・安心推進会議を開催いたします。

私は本日司会を務めさせていただきます、栃木県保健福祉部生活衛生課 清嶋と申します。よろしくお願い申し上げます。

はじめに、簡単に本日の予定を紹介させていただきます。

まず、栃木県保健福祉部長より御挨拶を申し上げた後、議事に入り、おおむね、4時ごろの終了を予定しております。ご協力よろしくお願いいたします。会議中、ご発言の際は、マイクがございます。大変申しわけないんですけども、お回しいただきまして、ご発言くださいますよう、お願いいたします。

なお本日の会議は、公開で行われます。また議事録を県のホームページで公開いたしますので、ご了承いただきたいと思っております。それでは開会にあたり、栃木県保健福祉部長 荒川勉より、ごあいさつを申し上げます。

(荒川保健福祉部長)

第3回とちぎ食の安全・安心推進会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様には、大変ご多忙の中、本日の会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

申し上げるまでもなく、食は私たちの大切な命の源であり、健康な生活を送るために欠かすことのできない、したがって食の安全性を確保することは、県民が安心して生活を送る上で、極めて重要な要件であります。しかしながら、先月末には、高濃度の殺虫剤が混入した、中国産の冷凍ギョウザが原因ではないかと疑われる、健康危害事例が発生いたしました。県内では幸いにも直接の被害が疑われる事例はないものの、各健康福祉センターには、多くの県民の皆様から相談が寄せられており、食品の安全性に対する消費者の不安の払拭が、大きな課題となっております。

また残念なことに、県内においても漬物製造業者の原産地偽装が発覚し、昨日、JAS法及び景品表示法に基づく指示を行ったところでございます。

こうした食に関する事件・事故が多発する中で、食品事業者には、法令の遵守はもとよりですが、消費者の信頼に応える事業活動が、より一層強く求められる状況になってきております。

本日の会議では、皆様のご議論・ご意見を踏まえながら、策定を進めてまいりました「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(案)」及び「平成20年度栃木県食品衛生監視指導計画(案)」について、ご審議いただきますほか、最近の食の安全に関する事例についての取り組み状況などについて、ご報告申し上げます予定であります。

県といたしましては、本日ご審議いただく計画に基づき、消費者を初め、食品関連事業者や関係機関と十分連携を図り、食の安全・安心にかかる各種施策を、さらに積極的に展開してまいりたいと考えております。

委員の皆様には、県民が安心して日々の食生活を送ることができるよう、活発な討議をお願い申し上げます。開会にあたってのあいさつとさせていただきます。よろしくお

願います。

(司会)

前回の会議以降、8月末の人事異動により、事務局職員が変わりましたので、ご紹介いたします。

ただいまごあいさつをさしあげました、保健福祉部長、荒川勉でございます。

(荒川保健福祉部長)

改めまして、よろしくお願いいたします。

(司会)

保健福祉部保健医療監、北澤潤でございます。

(北澤保健福祉部保健医療監)

北澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

本日、石井会長は所用のため、ご欠席とのご連絡をいただいております。議事の進行は中村副会長にお願いいたします。

その前に、資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元にあります資料ですけれども、まず資料1としまして、「食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(案)」。そしてその資料に挟み込む形で、前回の推進会議の素案に対するご意見と、今回お示ししております、基本計画(案)への対応一覧、これを挟み込んでございます。

それから資料2としまして、「平成20年度栃木県食品衛生監視指導計画(案)」がついてございます。

以上につきましては、推進会議の委員の皆様には事前にお送りしてあるものでございますが、お手元にも並べてございます。

それから資料3ですが、20カ月齢以下の牛のBSE検査に対する国庫補助終了に関する栃木県の対応ということで、BSE関係の資料が1枚ございます。

そして資料の4。これは1と2がございまして、県内における食の安全に関する事例、これらが資料4として、ついてございます。

最後に栃木版食事バランスガイドと次第がついてございます。

ご確認をお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては、中村副会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(中村副会長)

皆さん、こんにちは。自治医科大学の中村でございます。本来ですとこの会議は、会長であります石井教授が進めるべきところでございますが、本日の日程が決まった後、石井教授、お仕事が入って、漏れ聞くところによりますと、大学の入試関係のお仕事にかかわり、どうしても外せないということで、私、副会長でございますが、かわりに進行を進めるようにと仰せつかりまして、私が本日の進行をさせていただきます。

先ほど、荒川部長のお話の中にもありましたように、前回の会議以降、食の安全・安心に関するというか、それを脅かすようないろいろな事件が起こってまいりました。北海道のお菓子とか、あるいは老舗の和菓子とか、あるいは九州でございますけれども、名門料理店の話とか、起こってまいりまして。ある意味で極めつけなのは、先月未来、起こっております殺虫剤入りのギョウザの話で、きょうはその話かなと思っておりましたら、昨日も県内で、中国産のラッキョウをとというのが見つかってまいりました。

そういったことで、いろいろと問題が起こっている中で、本日の審議事項、特に中心

になっておりますのが今後の栃木県の行政、特に食の安全・安心・信頼性に関する行政をどのように行っていくかという、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に関する審議と、それから来年度の食品衛生監視指導計画についてのご指摘。これが中心になること、私自身は理解しております。

その中で、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきまして、今後の栃木県政がよりよい方向にいくということで、ご指摘・協力を賜ればと思っております。短い時間ではございますけれども、何とかうまく、石井教授ほどではないんですけども、できればと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。まず、次第の（１）でございますけれども、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（案）」について、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

（内田生活衛生課長）

それでは、説明いたします。

「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（案）」についてでございます。資料番号１が基本計画（案）でございます。現在、パブリックコメント実施中で、このパブリックコメントの意見提出締め切り日が、２月２４日となっているところであります。前回の会議においての案の説明と、若干重なる部分もありますが、順番に説明してまいります。

それでは１ページをお開きください。

まず策定の主旨でございますが、この計画は条例に基づきまして、食品の生産から消費などの、各般にわたる施策を総合的に、かつ計画的に推進するものでございます。

次に、この計画の性格と、計画期間でございます。栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」の部門計画として位置づけ、総合計画との整合性を図るため、平成２０年度から平成２２年度までの３ヵ年を計画期間としております。

２ページをお開きください。

計画の基本的な考え方と、施策の体系です。３つの基本的な考え方に立ちまして、施策を展開していきますけれども、この考え方については、前回の推進会議の際に説明いたしましたので、下の図により、簡単に触れさせていただきます。

この図に示すのは、生産から消費に至るフードチェーンにおいて、一貫した食品の安全性が確保され、それらを支える体制が整備され、さらに関係者相互の信頼が得られて、初めて食に対する安心が生まれるというのが、考え方の基本となっています。

以上の基本的な考え方に基づき、取りまとめた施策の体系は、３ページに記載いたしております。

５本の基本目標、１６の施策目標、４８の個別事業から構成されております。この計画を確実に実施していくためには、個別事業に指標を定め、栃木県食品安全推進本部が、事業の精査や目標達成度の進行管理を行います。また、これらの施策は、条例に基づきまして、毎年、議会に報告した後、公表いたします。

次に４ページ、５ページをごらんください。

簡単に、構成の説明をいたします。左のページに施策目標と、現状と課題が記載されております。

右のページに、施策の展開として、個別に実施する事業を記載しております。個別事業のタイトルのわきには、その事業を担当する庁内の担当課名を記載してあり、その右下には、１８年度を基準年度として、２０年度から３ヵ年の指標を掲げております。

また、かなり余白がある部分があると思っておりますけれども、その部分には、用語の説明、

写真、説明図、グラフなどが入る予定となっております。

なお、指標については、各基本目標を代表できるもの、特に力を注ぐもの、などとしてあります。またすべての施策目標に、指標が設定されているわけではなく、数値で示すことができない場合、数値で示すことが妥当でない場合は、設定してございません。

それでは4ページ以降を、体系に沿ってご説明していきます。各目標ごとに、ポイントとなる施策を中心に、説明したいと思っております。

まず、基本目標の1です。基本目標1では、フードチェーンの第1段階。生産段階における食品の安全性と信頼性の確保を目指しております。

5ページをごらんください。

基本目標1のポイントとなる施策は、タイトルの2つ目で、GAPの推進強化でございます。食の安全を確保するために、最も重要なことは、事業者自身の食品の安全性確保のための自主的な取り組みです。

昨年、栃木県においても、イチゴの残留農薬超過がありましたけれども、その後GAPの取り組みを推進した結果、イチゴにおいては、おおむねすべての生産団体において、導入が進められております。麦や米などの農産物も含め、GAPに取り組む生産組織数を指標といたしました。

また、キノコについても、平成20年度から産地へのGAP導入を開始するため、導入産地数を指標といたしました。

また家畜生産衛生の向上については、その指標について、平成21年度からスタートする予定であります、畜産におけるHACCP認証の取得農家数を指標といたします。

8ページをお開きください。

生産段階における信頼性の確保の取り組みといたしまして、トレーサビリティの考え方の導入を促進いたします。

9ページの施策の展開、指標の説明になりますが、農産物の生産情報公開に取り組む生産組織の割合、及び飼育管理情報を公開する肥育牛、飼養農家の割合を指標とし、ともに平成22年度までに60%を目指しております。

次に、基本目標の2です。基本目標の2では、フードチェーンの第2段階、製造・流通などの段階における、食品の安全性と信頼性の確保を目指していきます。基本目標2のポイントは、「とちぎハサップ」の取得促進と監視指導の強化です。

10ページをごらんください。

食の安全を確保するために、最も重要なことは、事業者自身の食品の安全性確保のための自主的な取り組みです。従来の行動計画に引き続き、「とちぎハサップ」認証取得を強気に推進いたします。

11ページの表に、認証施設数を記載したところです。

次に、12ページをお開きください。12ページが、食品営業者等に対する監視指導の強化です。

13ページの施策の展開で、「計画的で効果的な監視指導の実施」のタイトルの点の2つ目になりますけれども、食品営業者等への監視指導は、法や条例の許可対象以外の食品関係施設を把握することにより、対象を拡大し、より一層の食品衛生の確保を図っていきます。

また、食品営業者などの監視指導は、毎年度、監視指導計画を策定し、重点監視項目などを定めて、実施しております。指標は監視指導計画に基づく監視率、及び食品の収去検査数とし、100%を目指します。

次に14ページの、食品表示の適正化の推進です。

15ページのほうに、施策の展開にありますように、消費者が食品を選ぶ際のよりどころである食品表示については、関係機関の連携を強化してまいります。

次に16ページからになりますけれども、基本目標の3になります。基本目標3では、フードチェーンの第3段階、消費段階における、食品の安全と信頼の確保を目指します。基本目標3のポイントが、消費者への食品の安全性に関する正しい知識の提供です。

17ページ。施策の展開の3つ目のタイトルで、地域や学校での食品の安全に関する知識習得の支援でございますけれども、食育は「とちぎ食育元気プラン」により、既に推進しているところですが、この計画では、県民が科学的根拠に基づいた正しい知識を持つことに、力を入れます。地域や学校での食品の安全に関する知識習得を支援するために、食品の安全性に関する知識を、わかりやすく伝えるための教材を提供いたします。ここでは食品安全講習会の受講者数を指標といたします。

次に、基本目標の4です。基本目標4では、県民・事業者・行政間の情報の共有と相互理解を図り、信頼関係の確立を目指します。

基本目標4のポイントは、24ページの(2)にありますリスクコミュニケーションの推進です。

25ページをごらんいただければ、施策の展開の2つ目のタイトル、リスクコミュニケーターの育成と活用になります。

リスクコミュニケーター、これは食品のリスクに対する他の立場の発想や、考え方などを理解し、意見交換を促進して、関係者の合意形成の仲立ちをする人ですが、そのリスクコミュニケーターを活用しながら、リスクを推進し、関係者相互の信頼を築きます。ここでは、意見交換会の参加者数を指標といたしました。

次に基本目標の5になりますけれども、食の安全と信頼の確保のための体制整備、及び連携強化です。ここでは他の機関と連携いたしまして、総合的かつ効果的な食品安全行政の推進を目指します。基本目標5のポイントは、県民参加による食品安全行政推進ですけれども、28ページをお開きください。

食品安全行政の総合的推進といたしまして、29ページのタイトルの2つ目で、条例に基づく施策提案制度を活用し、県民参加の食品安全行政を推進していきます。

次に30ページの、監視指導及び検査体制の充実・強化、並びに人材の育成については、31ページの施策の展開で、リスクコミュニケーターの育成、食品衛生推進員の充実、及び農薬管理指導士を養成いたします。ここでは農薬管理指導者数を指標といたしました。

以上が、概略の説明でございます。また、最終計画には条例や規則などを資料としてつける予定でございます。説明は以上です。

(中村副会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から、「食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(案)」についてご説明をいただきました。

本日のこの会議は、この案を確定するという形ではございませんで、皆様方からご意見をいただきまして、これ、確定は年度内と思っておりますけれども、最終的には知事の責任で確定をして来年度から施策に反映させるという理解でよろしゅうございますね。先ほど事務局の方から説明がありました現在パブリックコメントも募集中ということで、それも含めまして、本日の会議の意見も含めまして、最終的に確定するという理解でございます。

前回の本会議で、骨子が示されたわけでございますけれども、それに対して、委員の皆様方からいろいろなご意見をいただきました。それをもとに肉付けをしていただき、最終的な案ということで、提示が現在ございました。

これにつきまして、各委員の方々のご意見を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

いかがでございましょうか。どうぞ。

(小川委員)

まず、リスクコミュニケーターの育成というのがあるんですけども、この人が今現在いるのか。それから新しい…

(中村副会長)

何ページですか。

(小川委員)

ああ、ごめんなさい。31ページですね。施策の展開というところなんですけれども。

リスクコミュニケーターの育成というのが出ているんですけども、この前のところで、どのような人材を育成するかということで出てきたんだと思うんですけど、これが既存でいらっしゃるものなのか、それともどういうことで、どんなふうな人たちを育成するつもりなのかということが、お尋ねしたいことが1つ。

それと、もう1つなんですけれども…

(中村副会長)

1つずつでよろしいですか。

(小川委員)

同じページなので。いいですか。

(中村副会長)

じゃあ、お願いします。

(小川委員)

同じ31ページで、農薬管理指導士等の養成というところが出ているんですが。

私もちょっとそういう、家庭菜園的なものをやっていたりして、非常に農薬というものに興味があるんですけども。今、この前のイチゴなども、適切でなかった使い方をしたための、というのが非常に大きな問題かなと思うんですね。

今、新しい農薬がどんどん出てくる中で、やはりこの農薬管理指導者というのが、とても大切ではないかなと思います。その割には、平成18年度が2,095人に対して、平成22年度でも2,250名とあって、100何十名ぐらいしかふえていないというのは、果たしてこれで、これから十分なのでしょうかということなんです。以上です。

(中村副会長)

2つ、ご質問がございまして。事務局のほう、よろしく申し上げます。

(星野主査)

それでは、生活衛生課食品安全推進担当の星野と申します。

まずリスクコミュニケーターの件について、ご説明いたします。

リスクコミュニケーターにつきましては、意見交換を促進する、それぞれの意見を引き出す力を持っている方を育成するということで、昨年度の12月に食品安全委員会と一緒に、地域の指導者育成講座というものを開催しまして、こちらの受講者を中心に、今年度、昨年12月にリスクコミュニケーター育成講座というものを開催いたしました。こちらのほう、約50名ほど。私ども県の職員も含めまして50名ほど受講しまして、基礎的なスキルを身につけたというところがございます。これからの課題としましては、活動の場とか、活動をする中での技術の向上といったところが望まれるか、というふうに思っております。

(中村副会長)

よろしいですか。

(小川委員)

はい。

(小島経営技術課課長補佐)

経営技術課の小島と申します。

農薬管理指導士の養成について、お答えいたします。

農薬管理指導士というのは、J A等の営農指導員の方々が大部分になっておりまして、そういうふうな方が、農家の農薬散布の指導をやっているところでございます。そういうことでございまして、J Aを中心に推進しているわけでございまして。

前年度、そういう事件もありましたが、それを徹底的に指導をしております、このところ、かなりそういう問題も減ってきているというところでございます。

そうはいつても、今後ともやはり農薬管理指導士というものを増加させていこう、ということでございまして、こういう制度を一般の農業者のリーダーの方にも進めていこう、というようなことでございまして、この増加分については、一般の農業者のリーダーの方々、そういう方々にも農薬管理指導士をとっていただこう、というような方向性を持ちまして、そうはいつても、すぐに一般の農業者が農薬管理指導士をとっていただけるといふ、普及啓発はされておられませんので、徐々に、一般の指導者の方にも取得していただこうというような考え方で、増加させているところであります。もっとたくさんということでありましたら、また検討していきたいと思っております。以上です。

(中村副会長)

よろしいですか。はい、ありがとうございました。

ほかにご意見、はい、どうぞ。

(五月女委員)

10ページに、H A C C Pの問題なんです。食品の問題があるということで、H A C C P制度、非常に私はいいことだと思っております。資料を見ますと、非常に取得をしている施設が少ないということなんです。1月の末でしたかね、下野新聞に載りましたけれども、取得できないらしい記事がございました。

もう1つの中に、消費者がH A C C P制度を知らない、というふうな現状もあるのではないかと。11ページの真ん中にも、認証を取得した施設の公表を積極的に進めますということを書いてありますけれども、具体的にどういった形で公表を進めていくのか、お聞きしたいこと。

それから新聞なんかですと、私、勉強不足なんですけれども、認証費用というのがかかるというふうに書いてあります。どの辺の費用がかかるのか、また手続も非常に複雑だということも書いてございます。その辺をもう少し、簡便的にならないのだろうか。その辺もちょっとお聞きしたいんです。

(中村副会長)

事務局、よろしくをお願いします。

(清嶋課長補佐)

生活衛生課の清嶋と申します。

まずH A C C P制度でございまして、公表その他で、どのようにして県民の方々にお知らせしているかというところですが、いろいろな方法をとってございます。テレビ等のマスコミ関係、あるいは新聞等にも施設名などを掲載いたしながら、年2回ほどですけれども、皆様方に制度本体のご案内はさせていただいております。それからあらゆる広報誌ですとか、イベントとかございましたときに、ちらしなど配布して、お

知らせする。そういったこともやっております。企画番組などで、HACCP制度のよさというものを訴えていくというようなことも、やっているところでございます。

そのほかに、本年度なんですけれども、例えばインターネットのパナー広告というようなものの計画もいたしております。そのような形でいろいろ、県民の方々にはお知らせしているところでございます。

ただ、なかなかそれでも、とちぎハサップマークというのがございますけれども、それを含めまして、知っていただけないということもありますので、また来年度に向けましても、そういったことについてはいろんな方法で力を入れていきたい、というふうに考えているところであります。

今度は取り組まれる方、事業者の方のほうに関しましてですけれども、料金の問題というのが若干あるのかというふうに、ご指摘がありましたけれども、料金につきましては、ここで申し上げるのもなんですけれども、民間の認証機関がやっておりますので、認証機関ごとの料金になってまいります。ただ、大よそということで申し上げますと、大体1施設、1つの業種あたりということになります。8万から9万ぐらい。また業種によっても、若干料金は違ってまいります。そういった金額で、3年分の認証を受けられるというような制度でございます。その間、毎年1回は査察といいますか、検査に入りまして、実行されているかどうかというような確認をいたしますので、料金的なものは、いろいろ難しいものがございますが、お高いというものと、決して高くはないというふうなお考えと、両方あるのかと思っております。

それから手続的なことですが、非常に煩雑で難しいというふうなお話もあるんですけれども。HACCPといいますのは、法定管理、きちっと要所要所を、危害を分析しまして、その工程できちっと対応されているかどうかということを確認して、安全を確保していくものですので、確かに手順書のようなもの、こういったマニュアルといわれるものを整理しなくてはならない、ということがございます。

こういった作業が実際、製造等の現場では、作業自体はされているのだと思うのですが、マニュアル化いたしまして、それをきちっと記録に残していく。それは検証いたしまして、そういう作業につきまして、慣れないというふうなこともあって、1歩踏み越えるのが難しいのかな、というふうな声を聞いたりもいたします。そういうところ、今後また、支援できるようなことが、こちらの体制でできればと思っておりますが、認証を取得されました方のお声を伺いますと、非常に、これを進めたことで、従業員全体の意識が高まり、実際に製品の安全、お客様の信頼確保につながっていったということ、伺っておりますので、何とかしてそういったところを、普及して、説明して、皆様方に知っていただきたいなと思っております。

(中村副会長)

よろしいでしょうか。

(五月女委員)

はい、ありがとうございます。

(中村副会長)

ほかにご意見・ご質問、いかがですか。はい、どうぞ。

(大山委員)

生産の段階における安全と信頼の確保、お尋ねしたいということなんですけれども。

特に、今まで農家側に対して、トレーサビリティ、履歴の記帳ということを推奨してまいりましたけれども、3・4年たってきておりますよね。その辺が大体、どの程度が今、浸透しているのか。

その後、GAPの、生産工程管理スタートして、先ほど説明がありましたようにイチゴではこういう取り組みをしている。成果をあげていくには、イチゴだけという品目ではなくて、ほかの野菜、あるいは米・麦など、どうこれから普及していくのか、その計画的なものがちょっと見えないかなと。そんなふうに思いました。

それと次に、輸入農産物のことなんですけれども、こういうふうな、例えばトレーサビリティ、履歴の記帳ですか、それが終わって、次の段階として、農業の生産工程管理、GAPに進んで、そこからまた1つの流れとしては特別栽培、減農薬とか、有機栽培というふうに進んでいくのかなと、私、生産をする中で、特に感じているところなんです、そういう部分のものがどこら辺まで進んでいるか。将来栃木県のこの計画の中で、どういうところまで求めていくのか。その辺がおわかりでしたら、お知らせいただきたいと思ます。

(中村副会長)

お願いします。

(四方田生産振興課副主幹)

GAPを担当しております、生産振興課の四方田と申します。よろしくお願ひいたします。

GAPの今後の予定といたしましては、やはり栃木県産農産物をブランド化するという事で、県産農産物、産地全体で取り組む必要があるのかな、というふうに考えているところです。

ただ、すべての農産物で取り組むというのは、なかなか難しいところがありますので、ある程度重点品目を絞った中で進めていきたいというふうに考えております。具体的にはナシかリンゴとなるというところで、生産地に対しての立ち入り実施ということを考えているところでございます。

また特菜、あるいは脱・有機への取り組みでございますけれども、こちらもGAP、生産工程管理ということですので、生産段階でのルールづくりということで考えれば、基本的には適切なHACCP生産のルール化ということもあるんですけども、産地全体の取り組みというふうに考えれば、農産地が、例えば減農薬対応や有機農産物対応という取り決めができれば、それを1つのGAPといたしまして、有機的な農産物か、あるいは減農薬か、特菜かといったところへの展開も可能だというふうに考えております。以上です。

(中村副会長)

よろしいですか。

(大山委員)

こういう取り組みをすることによって、生産者全体の意識のレベル、農薬とか安全対策、意識がかなり高まってきているというのも、肌で感じられるんですが、そういうことが、行政なりが中心になって、ますます徹底的な指導、徹底的といいますか、指導を繰り返すことによって、もっと確かになっていくのかなという思いが、実感できるものですから。

それと、特菜をちょっと取り組んで、数年たつんですけども。なかなか費用ばかりかかる、あるいは手間がかかる割には、それが消費者まで、なかなか末端まで浸透していかない。消費者になかなか理解をされていないというのが、4・5年たちまして、実感もしているところであります。

そういうことで、こういう取り組みをするのであれば、もっともっと末端の消費者に情報が届くような仕組みづくりというものを、当然組み込んでいかないと、なかなか特菜なんかが進んでいかないかな、そんな点を感じているものですから、質問しました。

それに対して、何か。ご意見あれば、お願ひしたいと思ます。

(河南経済流通課長)

経済流通課がお答えさせていただきます。

特別栽培農産物、いわゆる化学肥料と化学合成農薬使用量を減らして、慣行の半分程度まで減らして、ということなんですけれども。おわかりだと思うんですが、リンクティというマーケティングをして、売っていただくという取り組みをやっているところでございます。ただなかなか実態として、有利販売というところまで結びついていないというのが、実体だとは思いますが、我々は引き続き、現在は28の作物で43種類の農産物を認証しておりますので、さらにこの制度のPRを進めることで、環境に優しい、そういう農業に取り組んでいく県の挑戦に取り組んでまいりたいと思っています。以上です。

(中村副会長)

本日提示されております基本計画というのは、これはもう、来年度から3年間ということで、短期あるいは中期的な計画でありますけれども、長期的な話はまた別だと思えます。

それともう1点、こういったことを重点的にやっていくということであって、これだけで行政終わりというような話では、当然ないはずでございまして。その辺のところも含めまして、ご意見・ご質問等、よろしくお願いたします。

ほかにいかがでございでしょうか。はい、どうぞ。

(今委員)

畜産農家なんですが、さきほどHACCP制度のことで。

4ページ・5ページにわたって掲げられていますが、今後、県においても、HACCP、制度化される認証の取得をやるというようなことが書いてありますよね。生産者の意識の向上を図るということで。それにもかかわらず、畜産農家のHACCP取得農家数というのが、22年度でも6戸数ですよ。これ、戸数ですので、栃木県、酪農の県でありますし、この6戸というのがどういう考え方で6戸にとどまっているのか。

また、やっぱり衛生管理方式の導入というのは、生乳の生産管理のチェックシートも始められまして、その保管が8年間ということで、農家に課されています。8年間という、チェックシートを記録していく重みということが、すごく感じられるものですから。前後関係のものが7年とか保管、というのはわかりますけれども、単にチェックシートが8年間保管というのは、かなり重いものだなという認識があるものですから。

畜産農家に対してGAP、まあ酪農に関しては、HACCP方式の導入というのはちょっと難しいものがある、というのは聞いたことがあるんですが。もうちょっと県のほうで、認証制度が未整備であることなどからあまり普及していない、というのではなくて、どんなふうな理由で、理由づけていただいたらいいのかなと思いました。

(中村副会長)

具体的な資料に関するご質問でございしますが、よろしくお願いたします。

(平井畜産振興課課長補佐)

畜産振興課、平井と申します。

HACCP制度、畜産農家の場合、先ほどのとちぎハサップ、それと事業所等のHACCPはちょっと違まして、畜産農家はどうしてもオープンな環境でやっていたり、外部の因子のチェックが難しいということなので、そういう中で、どうしても現実の意味でのHACCP認証をとれる対象農家というのが、どちらかというと酪農とかではなくて、養豚か養鶏とか、クローズな状態。そのことが意識にあるのではないかな、というふう思っております。

農林セクションとしましても、HACCP認定、ずっと取り組んでまいったんですが、今年度、19年度に肉牛と酪農関係の基準、それから来年度、20年度に豚と鶏の基準が、

民間機関のほうで認証機関のほうをつくりまして、ということで、今、制度改正をしています。

制度のスタートが21年度からになりますので、もう準備をしているところがございます。できるだけ確実な線ということで、この数字を出してあるんですが、その後もこういうものが、認証の認定とかがわかってくだされば、そういう取り組みが増えていくのではないかと考えています。

そのことは、酪農のように、1軒の農家のものが出荷されるのではなくて、あくまでも全体の場合には、どうしてもHACCPというのは、なかなかなじまないというのがございます。そういう点につきましては、GAPを畜産業組合でも今後推進していく、という考えがございます。

HACCPとGAPをうまく組み合わせて、畜産農家の衛生水準の向上に努めるように、今後も努力していきたいと思っています。

(中村副会長)

この計画案に書かれています指標は、あくまでも目標ということで、もちろんパーセントで100%になっているのは、超えることはできませんけれども。一般的な指標については、あくまでも目標であって、これを超えていこうという方向に進むということについては、どんどんやっていただきたいということで、ご理解いただければと思います。もちろん、6戸。22年度、6戸になったからこれでいいやということで、行政が手を抜くとは、私自身思っておりませんし、ぜひ推進していただきたいと思っています。

ほかにいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

(富永委員)

食品表示の適正化についてですけれども。

加工品の表示、それがつけるというお話があったんですけれども、私たち消費者は、やっぱり食品表示をよく見て買い物をする、信用して買い物するほかありませんので、やっぱりそういう表示をよくしていただきたいんですけれども。

前に、加工食品にも原産国をつけるというお話があって、それを調べたり何かしたんですけど、それがそういうことにはならなかったような気がするんですね。ですからやっぱり、中国食品の問題が出てきたので、主なものぐらいは、お店のほうでつけていただくと、安心して食べられるのではないかなど。

冷凍食品なんですけれども、事件があってから、冷凍食品を買うのはちょっと、でもものぐさで使っていたんですけれども、冷凍食品。やっぱり自分でつくるのが一番安心なので、なるべく自分でつくるようにしようと思っていたんですけれども、冷凍食品、便利なので、ちょっと見てみたんですけれども。

コープを私、使っているんですけれども、多くの冷凍食品では、販売者だけしか袋に書いていないものがあります。コープの場合は、カタログを見て取りますので、カタログには原産国、どこでつくっているのかコードで書いてあるので、それは承知で買うんですけど、お店でコープ食品を買う場合には、販売者だけしか書いていない。印刷してなくて、工場名は書いていないんですね。だからどこでつくったかはわかっていないと思うんです。

それから、ほかのメーカーのものも見たんですけれども、日本でつくっている場合には、日本の工場名がきちっと、名前と住所まで書いてあるんですけれども、販売者だけしか書いていない冷凍食品も結構あるんですね。それはきっと中国製品とか、外国でつくったんだろうと思うんですけれども。

そういうことを気にしないで、今までちょっと写真を見て、おいしそうだなと思って

買っていたんですね。それから自分で使い勝手がいいとか、おいしいとかで買っていたんですけれども。やっぱり、うっかり、その冷凍食品の袋を見て買う場合に、これはどこでつくっているんだという工場名を、袋のところに印刷していただければ、自分で安心して買うとか、自分でこれは外国食品なんだ、外国でつくった冷凍食品なんだというのを、再確認して買えると思うんですね。

ですから栃木県で、それが責任取るというのではないと思うんですけれども、冷凍食品の場合は、販売者だけではなくて、外国の場合も。だから天洋食品という会社が。

(中村副会長)

表示の話ですね。

(富永委員)

販売者だけしか書いていない。それで、心配だったんですけれども。ほかにも冷凍食品を買ったので。

(中村副会長)

販売者のほうからご説明しますと。

そういった表示についてはいろいろな法律で、これだけは書かなければならないというものを、決められています。それについては行政のほうで、きちんと指導をしていただいて、法とか条例とかで決められたことの範囲については書くようにということで、行政処分というようなものもあるということです。ただ、それ以上のことについては、あくまでも行政指導という形になって、当然販売者がそれに従わなくても仕方がないというような側面があつて。

そういう場面では、やはり消費する側が、そういう食品は安心できないから買わないよ、という選択もございますし、あるいはそういうものでも多少安いから買う、というような、今の自由主義経済体制の中で、いろいろな選択があると思うんですね。

そういう意味では、繰り返しになりますけれども、法できちっと決められたものについては、これはもう行政のほうで法を守らせていただくということは必要だと思いますし、それ以上のものについては、消費者の選択というような形に、私自身はならざるを得ないのかなと思っておりますけれども。何か事務局のほうで、ございますか？

(河南経済流通課長)

私、若干お答えしたいと思います。

今、お話あったように、例えば冷凍食品を例にとりますと、現在のルールにおきましては、外国で例えばパッケージまでされたようなものについては、原産国、それから輸入した人の名前、そういうものを書かなければいけないというのがルールでございまして、それ以上のことまでは求められていない、というのが実態でございます。

一方、国内で製造されたものにつきましては、先ほど販売者名ということをおっしゃいましたけれども、販売者名と合わせまして、製造者名に関する情報も、ちょっとわかりづらい形ではあるんですが、あわせて記載されています。ただこれは、国内の工場で作られたというものでありまして、もしそれが仮に外国の工場であった場合には、原産国ということで、原産国の、例えば中国といったことがパッケージに書いてあるというような仕組みになるということでございます。

今の仕組みを、例えばもっと原料・原産、今回のギョウザの事件も踏まえまして、もっといろいろ、もっと広げたほうがいいのではないかと議論がなされているのは、ご案内のとおりでありまして。今JAS法に基づく検査手法というのがいくつかあるんですけれども、例えば今回問題になりましたお漬物ですとか、あるいはウナギの蒲焼ですとか、割と生鮮食品に近い食品、24分類ほどあるんですけれども、そこについては主な原材料の、

原産地名を書くということになっています。

きょうの新聞にもちょっと出ていたんですけれども、さらにこの対象を広げるという方向での検討も、国のほうで始めるというふうに、我々承知をしておりますし、その動きを見ながら、そこで義務付けられたものについてはきちんと実効性があるように、各機関連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

(中村副会長)

今後ともルール破りに対しては、厳しくご指導というか、取り締まりという言い方はちょっとあれなんですけれども、きちんとしていただくということで、よろございますね。ということでございます。

ルールにつきましては、我が国三権分離でございますので、国会や県議会で条例とかそういう話になりますので、行政の方にも、意見として申し上げているのはあると思っておりますけれども、やはりそちらのほう、立法のほうの課題が出てくるので、行政の方だけでは難しい問題もあるという、理解だと思っております。

(河南経済流通課長)

もう1点、ちょっと補足させていただきます。

例えば外食というんでしょうか、レストランで出るものにつきましても、今は義務づけというようなルール化はないんですけれども、一方で利用されるお客様側からすると、例えばルーの中に使われている材料はどこのものか知りたい、というお気持ちがあるということ踏まえまして、きちぎちにかたい規制ということではなくて、ガイドラインという形で。外食産業の方々がこういうふうに表示すれば、消費者の方々のニーズに合うんじゃないでしょうかというような、そういう提示の仕方。ゆるい規制、規制という言葉には合致しないと思うんですけれども、そういうやり方で、皆さんの行動を誘導していくという手法もあるかと思っておりますので、そういったことを含めて、国のほうで検討されているんじゃないかというふうに、承知をしております。以上、ご紹介でございます。

(中村副会長)

よろしいでしょうか。

(富永委員)

できたら冷凍食品に、販売者だけではなくて製造国とか生産、外国でも製造した工場の名前などがついていると、消費者としてはありがたいことかなと思うんですけれども。

(高橋課長補佐)

生活衛生課食品衛生担当、高橋と申します。

輸入国あるいは製造者といったところの明示に関してなんですが、先ほどの話にあったように、食品の表示の原則としまして、製造者の氏名と製造所の所在地を記載するというのは原則になっているんですけれども、日本の中に工場がない場合、製造者がいない場合は、輸入者が製造者扱いということで、輸入した食品に関しては、必ず輸入者ということで記載することになっております。

ですから、それともう1つ別なものとして、販売者という記載方法があるんですが、それには固有記号、ちょっとわかりづらいんですけれども、固有記号という制度を用いて、製造者の名前を隠して販売して、記載するという方法があるんですけれども。

話が戻りまして、輸入食品に関しては、輸入者を記載することになっておりますので、販売者何々と記載してある場合には、それは国内で生産されたものと考えてよいと思えます。すべてがすべて、輸入食品ではないということと、記載される方法にはルールがあるということで。こちらのルールについては、なかなかお知らせする機会がないので、わかりづらいところがあるかとは思っております。

表示についても、皆さんが見てわかるような、考えなければいけないのかなとは思いますが。

(中村副会長)

ありがとうございました。

今のルール、わかりづらいということでございましたけれども、機会あるごとに県民にわかりやすくご説明いただけたかなと思います。よろしく願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。ほかにご意見・ご質問。はい、どうぞ。

(山岡委員)

やはり14ページの食品表示の例に関してなんですけれども。

食品表示の、不正がある食品ということで、とりあえず今、冒頭に中村副会長さんがおっしゃいましたように、非常に今、食品偽装、いろいろなもので消費者を惑わせている点が、本当に山ほど多発していると思うんですね。

こういった、とちぎの食の安全・安心・信頼の確保に対する基本計画というのをつくっているわけですが、これに基づいてやるというと、もちろん業者の、それぞれの役の立場、役割があると思うんですけれども。これが一部の、守られない業者のために、大きく市場を揺るがす、生産者であったり業界であったり、いろいろなところで。

それで先ほどお話がありましたように、やはり消費者は何を根拠に求めているかということに、表示ということでいくんですけれども、その表示が外国産であろうと、国産であろうと、いろいろなところで誤りが出てきて、何を信じていいかわからないというのが、今の消費者の、一般的な考え方だと思うんですね。そうしたところで、やはり、モラルだけにはもう頼れないのかなというふうに、私は思うんですね。よく、何かことが起きると、その業者の、一部の業者のモラルでこういうふうになりました、ということになるんですけれども。

なかなかそこで、やはり行政は監視指導の強化ぐらいしか、ここは書いて、書けないんだらうと思うんですけれども、もう1歩さらに踏み込んで、やはり食品表示合同監視実施数などを見ましても、やはり、余り回数もふえていないですし。

この架空文言というのはちょっとどういうふうに表示したらよいか分からないんですけれども、やはりつくる側の責務ということを、もう少し、守られるような指導体制になっただきたいなという思いがあります。

(中村副会長)

事務局、いかがでございましょうか。

(清嶋課長補佐)

生活衛生課の清嶋と申します。

消費者の方が、商品を買われるときのよりどころとなるものは表示だ、というのは、確かにそのとおりでございまして、私どもも表示につきましては、いろいろな立場から指導というのをしているところでございます。

この基本計画に関しまして、指標としまして合同監査実施数、確かに22年度におきましても20回、というようなことはございます。ただ、これにつきましては、本当に関係の職員が集まりまして、両方の立場から一度に、スーパーですとか大型店、そういったところに入りまして、丸1日かけて実施するようなものでございますので、これ自体、これだけで表示監視が行われることではございません。

食品衛生監視員につきましては、のちほどの説明でございまして、監視指導計画がありますけれども、その中に監視指導の予定の計画件数などが入っております。

そういった機会に、表示につきましても、立ち入りの際に確認をしてくれている、とい

うことがございますので、すべて、この20回で表示の監視指導が終わりということではないというふうにご理解いただければ、と思います。

日常、そういった監視の機会に、そういったものを見ておりますということを、ぜひご理解いただければと思いますが、あわせまして、今のご意見も踏まえまして、また最終計画に向けて検討していきたいと思っております。

(中村副会長)

ありがとうございます。

この14ページの施策目標のところの表示について、いろいろな法律がございまして、結構話が複雑なのは事実なんです。

ところが、私、仕事柄、保健省の関係ですが、いろいろつき合いがあるんですけれども。表示について、法律の主旨が違うんですね。食品衛生法というのは、食の安全ということに関係しておりますけれども、JAS法というのはとにかく、うそをついてはいけないと。

ところが、表示が違って、JAS法のほうでは騒いでいるけれども、保健省のほうは何にも動かないではないかと、おしかりを受けていて困っているんだという職員、結構います。これは栃木県の話ではありません。ほかの県なんですけど。

要するに、JAS法は違反しているけれども、食品衛生法上は何ら問題がないときには、法の趣旨が違いますから。保健省は、保健省は反発しているんです、食品衛生法なんて、動かないということが、まあございます。

典型的な例ですけど、県内で出ましたけれども、比内鶏を使っているとかいいながら、実は鹿沼の鶏を使っていたという、マスコミに報道されましたけれども。あれはJAS法違反は違反なんですけれども、食品衛生法上は、何ら問題がないわけですね。鹿沼にとっては、これはほとんどない話でして。したがって、そここのところの趣旨が違うので、その辺は、我々県民も賢くなって、どこが問題なのかということについて、きちんと理解をした上で、行政の方々を叱咤激励しなければいけないのかなと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませぬでしょうか。いかがでしょう。はい、どうぞ。

(柿沼委員)

33ページの、残留農薬検査に関してのことですけども。

自分、仕事で一日、残留農薬の検査をやっているんですが。

検査項目の増加と検査の効率化を図りますということで、ポジティブリスト制度中のリストにおける、化学農薬法とかですと、当然実際に農薬取締法上、登録されている量の農薬とかがかなり影響していると思うんですが。

実際に食品が食卓にのぼるまでは、消費者が買うまで、流通とか製造の段階で、当然農薬の顔をしていない、殺虫剤とか殺菌剤とか使われるわけですね。そういったものに対して、今後、例えばこういう検査、残留農薬ではなくて、殺虫剤とか殺菌剤としてあるもの、実際、自分は、そういう依頼があれば分析はするんですけども。そういった項目とかをふやしていく、ようなことはあるんでしょうか。

当然、一般家庭で使う廃油とかゴキブリ用の殺虫剤は、農薬の登録は取られていないので、あれらを例えば吹き込まれたとしても、当然、食品中の残留農薬分析法だと引っかかってこないことが多いんですね。そういったことに関して、どういうふうな対策とか、考えをお持ちなのか、お伺いします。

(高橋課長補佐)

生活衛生課です。

残留農薬の検査、これまでも食品中の残留農薬検査ということで、実施してきているわけなんですけれども。効率よく検査をするということで、一斉分析法という手法を使っておきまして、ポジティブリスト制度ができてから、一斉分析法がいくつか示されまして、それに基づいて検査項目をふやして、この数の増加になっているんですが。

いかに効率よく検査をするか、たくさんの項目を検査をするかというところでの、一斉分析法であって、その中でも殺虫剤の混濁とか、というものが含まれていれば、それについては、その中でやっていきますけれども。

被害後といいますか、工場で使用されることが多いかどうか。あるいはその殺虫剤の被害後の増加ということを含めまして、今後検討していきたいとは思っています。

(中村副会長)

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

(小野口委員)

お願いになってしまうかもしれませんが、2つほどあるんですが。

1つは、GAPとかHACCPとか、いくつかの認証制度がございすね。これについてなんですけれども。これはそれぞれの生産者が提携した、農協が取り組むべきだと思うんです。それらの認証を受けることというのは、かなりしっかりした方だと思うんです。それなりのことを、金をかけてやっていますので。いろいろ問題、今起きている問題というのは、どちらかといえば、中小企業というか、小さいところが問題を起こしているかなと思います。

最終的にはそれぞれで生産する、製造されたものが、消費者にいかに売れるか。いかに買っていただくかということの、消費者との信頼関係がたまたまそこにあるわけなんです。そのときに、せっかくそういういろんな取得をした場合のPR法を。先ほど出たかと思うんですけれども、そういうものを、マスコミを使うなり、あるいはホームページを使うなり、そういうことでの行政、あるいはこういう、なんていうんですか、我々みたいな、こう、計画の中にうまく取り込みながら、いかにPRをして、消費者にこういうこと、こうやっているんだよということが、もっともっと広がっていけばいいかなと思いますので、その辺はどうかなというのが、1つ。

あと1つは、リスクコミュニケーターとか食品衛生推進委員とか、あるいは農薬管理指導士と、先ほど出ましたけれども、そういう資格を持っている方というのは、どちらかといえば、農業者というか、ここが多いのかなと思うんです。そうすると、同業者間での監視、同業者間での指導というのは、ある程度限界があるんだろうと。ここ数年、自主衛生管理、自主管理ということ、かなり取り組むようになりましてけれども、それにはある程度限度がきているかなと。そのためにも、ここでもう一度行政が、先ほどちょっと、司会者のほうから言いましたように、行政のほうにのっとった、いわゆる監視指導、これの充実が、ここへきて、もうちょっと大切なのかなという感じがしているんですけれども。

そこで徹底した監視指導、やっぱり違反は違反ということで、どんどん取り上げ、そういうものをマスコミ等に、例えば10個あった違反が、こういったことをやることによって3個になりました。一桁になりましたとか、そういうPRをすることによって、消費者との信頼関係も保てるかなと思うんで、その辺、行政のかかわりというようなことが、監視の計画に、例えば出てくるのかと思うんですけれども。もう少し見直す必要があるのかなという感じ、しているんですけれども。

(中村副会長)

事務局のほうは、何かございますか。

(内田生活衛生課長)

生活衛生課で申し上げます。

H A C C P の製造者、これが中小企業のほうが違反が多いのではないかと、ということなんですけれども。

大企業、例えば中小企業でも、お客様相談室など持っているところがございます。それら、今度、県のホームページにそういう相談窓口を載せて、こういう企業がありますよと。相談があれば、こういう企業にしてください。その製品について、国は責任をもって、お客様のところに返しますので、責任持って相談いたしますよというPRはしていきたい、と思っています。

中小企業が今のところ騒がれていますけれども、そういう中小企業ばかりではないということ、承知していただければ。

それと、推進員の関係者間の監視はもう限界に来ているということで、承りました。今のところ、栃木県の推進員が全部で60名足らずなんです。それをふやしていけば、何とか指導員、食品衛生指導員という組織が、県内で1,200名ほどおります。推進員をふやして、指導員を指導していただければ、もっと効率のいい業者間の監視ができるのかなと、私は思っております。

また、行政が法にのっとった監視をしていただければ、ということでございますけれども、この後に出てきます監視指導計画でも重要性、危機管理が大切なところには、確かに年何回という回数で行っています。少ないところは、5年に1回というところもありますけれども。そういう、危機管理にのっとった行政の監視指導をしておりますので、行政が法にのっとった、というような監視というのであれば、危害の多いところに多く行っています、ということになりますので。その辺のご理解を、お願いいたします。

(中村副会長)

ただいまの小野口さんの意見も踏まえて、今後の施策について、ご検討いただければと思います。

ほかの方、どうでございますでしょうか。はい、どうぞ。

(長尾委員)

私のほうから、危機管理体制のことについて、1つご質問させていただきたいんですけれども。

こうしたいろいろな、ここに載せているような事柄の中で、危機管理体制確保、いかに確保するのかというのは、柱の1つじゃないかと考えているんですけれども。

1つは、34ページのところに、健康危機管理体制の確立、というふうなタイトルのものがあるんですけれども。既に健康危機管理体制というのは、県の中で恐らく、間違いなく積極的に取り組んでいる分野だと思いますので、確立というのは、今、何もなくて、これからつくっていくというような印象があるので、この言葉、例えばその下に出てきますけれども、危機管理体制の強化、というふうに変えるほうがいいのではないかと、というふうに考えました。その上で、既存の危機管理体制にどのような問題点があるのか、その現状と課題というふうな中で。

今回の農薬が混入したギョウザの問題でも、国会の中でもやり取りがあったと思いますけれども。消費者の立場から見て、どこに情報をインプットすればいいのかというふうなところが、明瞭、きちんと明確になっていない。情報が分散してしまう、まず入り口のところで。それから入ってきて、縦割り行政で、なかなかその情報を共有して、きちんと迅速に対応することができない。その部分についても、改める必要があるというふうな、

やり取りをされていたと思うんですね。その辺は、35ページのところで、今後の施策の展開というところを見ても、健康危機管理体制の充実・強化を図ります、というふうな言葉はあるんですけども。

例えば18ページの消費者相談体制の充実、そういう消費者の視点から見たときに、被害に対する情報が、どのように下がっているのかというふうな、表現が具体的にはされていない。

それからこれは、28・29なんですけれども、食品安全行政、総合的推進の中で栃木県食品安全推進本部を中心とした体制のもとで、機動的に、迅速な対応を図りますというふうにありますけれども、この危機管理体制と、食品安全推進本部との関連性というのも、記載されていない。そういったところ、具体的にきちんと記載して、今後、何かと評価していくんだ。

先ほど副委員長の方からお話があったように、縦割り、ちょっと言葉は悪いですけども、いわゆるお役所仕事と、栃木県の問題が起きたときに言われなような、そういうような具体的な指針が必要なのではないかと、印象を受けましたが、その点について、お伺いしたいんですけども。

(中村副会長)

いかがでしょうか。

(内田生活衛生課長)

確かに34ページの(4)、健康危機管理体制の確立、ここについては強化と施策のほうになっておりますので、検討をさせていただきたいと思っております。

それと、18ページあるいは28ページの関連と、この健康危機管理体制の強化、それとの関連がわからないというご質問でございますけれども、この辺についても、今後、何かわかるような関係をつくっていききたいと思っております。

以上、ご提言と承っておきます。

(長尾委員)

これを指針に基づいて、具体的な、我々に見えるような形で表現、どこかでしていただければいいことなのかもしれないんですけども。よろしくお願ひします。

もう1点あって。1ページの中の、条例の基本理念の中には、1ページの上から6行目ですかね、食品の生産・加工・流通・消費・廃棄・再生というのが入っているんですけども、ここ、今さらではあるんですけども、廃棄・再生というような視点は、基本目標、施策の展開の中から、具体的には入れてこないのかな、こういうふうになっていると思うんですけども。この施策以外に、先ほどもありましたように、ここ以外で取り組んでいるのか、あるいはこの中のどこかでそれが含まれているのか、その点について確認をしたいんですけども。

(中村副会長)

事務局、いかがでしょうか。

(清嶋課長補佐)

生活衛生課の清嶋と申します。

長尾先生のご指摘は、まさにおっしゃるとおりという部分でもあるんですけども、実際問題、この基本目標を検討していく中で、基本目標として1つ大きな廃棄・再生というような項目で起こすことがなかなか難しいということで、最終的に、このような5つの流れになっております。

廃棄・再生にかかわる部分の、本当に触れるようなことでしかないといえ、そうやってしまうんですけども、若干触れているところがございます。それは事業としまして

は、例えば食育のページがあったかと思うんですけれども、基本目標の4ですね。21ページになると思うんですけれども。

21ページ、一番下のところになります。環境に優しい食生活の促進というところで、下のほうにございます。「もったいない」という食を大切に作る気持ちを育むことが、これは教育のほうですけれども。あと食品廃棄物の資源としての有効利用を促進する、というようところで、若干触れている程度ではございますけれども、施策の展開のほうに、入れさせていただいております。そのようなことでございます。

(中村副会長)

廃棄・再生というのは、現段階ではかなり難しいな、という気もいたします。ただ、今回は来年度から3年ですけれども、またその後、3年後に次の計画という形になると思いますので、そのときにはぜひ、きちっと取り組み、計画に盛り込めるように、今からぜひ準備していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(清嶋課長補佐)

了解いたしました。

(中村副会長)

よろしいでしょうか。

(長尾委員)

はい。

(中村副会長)

そろそろ、今後も予定がつかっておりますけれども。ほかにどなたか、これだけは聞いておきたい質問、ございますでしょうか。

すみません、私から事務局に1点、お願いなんですけれども。

この計画案の中で、やはり一般の方になじみのない言葉、例えばHACCPとか、GAPとか、ウェットシステム・ドライシステムとか、そういったものについて、下のあいているところに用語の説明、あるいは後ろのほうに用語集みたいなものをつけて、説明をできたらいただけるように、ご検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは本日の議案の(1)の、基本計画(案)ということについては、最終的にはこの案として、また各委員にお配りいただけるということでございますね。

(事務局)

はい。

(中村副会長)

最終的には、石井委員長にもご確認いただかなければいけないと思いますし、その辺の手順を踏んで、最終的に知事の責任で計画をして確定したものになるということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、議事の(2)でございますけれども、「平成20年度栃木県食品衛生監視指導計画(案)について」、事務局から説明をお願いいたします。

(高橋課長補佐)

それでは、平成20年度栃木県食品衛生監視指導計画(案)について、資料を見て、説明いたします。

食品等の安全性を確保し、自県民の健康保護を図るために、食品衛生法第24条に基づき、毎年度、食品衛生の監視指導に関する計画を策定しております。

平成20年度計画案については、既に2月5日から3月3日まで、広く県民の意見を聞くために、パブリックコメントを実施しているところであります。

それでは20年度の計画案につきまして、その概要について、説明いたします。計画案の構成・項目は、平成19年度計画と同様となっておりますが、重点監視等などの、平成19年度から変更したところについてを中心に、説明したいと思います。

まず、1ページ。

監視指導計画の期間ですけれども、平成20年度、平成20年4月から21年3月までの1年間を、計画といたします。監視等の実施体制、及び関係機関の連携に関する事項については、特に大きく変更したところはありません。関係機関と連携しながら、進めていきたいと思っております。

続きまして3ページ。実際の監視指導の実施に関することということで。

営業施設への立ち入り検査に関する事項、立ち入り検査実施の計画については、11ページ、別表1になります。

この計画につきましては、その立ち入りの予定回数を、各業種ごとの危害の状況、あるいは過去の行政処分や指導の状況等といったものを勘案しまして、監視指導の重要度に応じまして、5つのランクに分類しております。この分類、及び対象業種・対象施設については、平成19年度と変更は特にありません。平成19年度に1度、ランクと対象施設を見直しております、それについて引き続き、20年度は変更せずにそのままの計画ということで、進めていきたいと思っております。

監視等の状況により、依存されている立ち入り回数、年に3回以上か、3年から5年に1回というもので、区分けしております。

実際の監視指導事項なんですけれども、3ページ、下の方の(3)になります。一般監視指導事項につきましては、食品衛生法、あるいは栃木県食品衛生条例、その他食品に関する法律に基づく一般的な監視指導について、行うこととしております。

4ページ中段にも、重点監視指導事項になります。こちらはその年度を通して、重点的に監視指導する事項として定めるもので、平成19年度については、毒キノコ食中毒の防止ということで。

例年、栃木県内で、季節になりますと、毒キノコによる食中毒が多発しておりまして、それを防止するために、平成19年度については、毒キノコ食中毒という項目を入れていたんですけれども。平成19年度につきましては、キノコによる食中毒が、おかげさまで1件も起きなかったということもありまして、そう古いことではありませんけれども、重要監視指導事項の1項目として、食品等事業者に対する適切な原材料使用及び期限表示等の指導強化と、一連の食品業界の不適切な原材料使用や期限表示といったものを受けまして、20年度については、それを重点監視指導事項として、あげてきました。

その下、ウの、個別監視指導事項の中で、食中毒予防対策に係る監視指導事項の中で、5ページに腸管出血性大腸菌、あるいはその下のカンピロバクター腸管出血性大腸菌のところに、毎年、生食用食品ではないものを、生食用として食べて、腸管出血性大腸菌O157、あるいはカンピロバクターにより、食中毒の発生というものがあまして、生食用食肉の取り扱いについて、特に強化して指導していきたいと考えております。

その下、(イ)に、表示に係る監視指導事項については、特に変更はありません。

5ページ下段の2、監視指導の強化に関する事項、こちらア、夏期食品等一斉取締り、6ページに年末食品等一斉取締りというものは、毎年、時期になりますと、厚労省のほうから重点監視指導項目というものが示されまして、それに基づいて、食中毒の多発する夏場、あるいは年末年始食品が発売をする年末に、監視指導を強化していきたいと思っております。

6ページ、3番、食品等の検査に関する事項。こちら、主な検査の内容ということで、規格基準検査、遺伝子組みかえ等々を、有害物質・含有農薬を含めまして、病害虫の検査

等ということで。特に項目で新たに追加するものではありません。

こちらの収去検査に関する詳細につきましては、別表3、13ページのほうに、食品の種類ごとに、どのような検査項目、何件の検体数をやること、といったものについて、一覧表にしてあります。

1番については、食品の規格・基準についての結果、流通する加工食品の規格・基準についての検査の計画になります。

2番については、同じ規格・基準なんですけれども、特に牛乳、あるいはその原料となる製品といったものの抜き出しになります。

14ページ、その他の食品検査として、遺伝子組みかえ、表示上必ず、遺伝子組みかえ食品の検査、あるいは取り組み、栃木県の検査の取り組みというところ、ここに載っている、かんぴょうの検査といったものをあげております。

4番目に有害物質、発がん性物質であるとか、残留農薬、水銀といった直接人の健康に被害がある有害物質についての検査項目と、検体数について、一覧で示してあります。

こちら、比較基準検査の中の検体数については、多少病気になるんですけども、例年通りということで、限られた人の中で、できる限りの数値で実施していきたいと思っております。

戻りまして、7ページ以降、違反を発見した場合の対応に関する事項、8ページ、食中毒等健康被害発生時の対応に関する事項、リスクコミュニケーションに関する事項、その後ろについて、特に大きな変更点はありません。

重点監視の事項等、変更があったところを中心に、説明させていただきました。以上です。

(中村副会長)

ありがとうございました。

事務局から一応説明いただきましたけれども、これに関して何かご意見・ご質問、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

(竹内委員)

生協連の竹内でございます。このたびは非常に、生協の商品で、皆様にご迷惑をおかけいたしました。本当に申しわけないという気持ちでおります。その事件を踏まえて、今、私がお話しするのは、ちょっと道外れたようでございますけれども。

基本計画の中に、水際で防げず、前回の会議の中でご意見、基本計画への対応にちなんだ、水際で防げずに国内に流通してしまった輸入食品に対する監視体制ということ。それからやはり、輸入食品の問題、グローバル化しているので、その視点で付加するような必要があるというようなことが出ておりますけれど。それに監視指導計画のもとに確実に実施するというふうには、県のほうではおっしゃっていただいているんですけど、このところで、どこにあるのかということと、今回私どもは、天洋という中国の会社で、商品をつくっていただいていたんですけども、あの会社はISO9001、それから国際HACCPを取っている会社でして、そういう会社の中で、千葉県に起こったところでは、もうすぐに警察としては事件として見ていらしたみたいですが、ああいうことが起こって、水際で防げなかったときに、さて、こういう大きな事件になったときに、どういうふうには栃木県として、消費者の皆さんに危害を及ぼさないようにしていけるのかといったときに、県の方針としては、監視指導計画としてはあるのかなというのが1件、お聞きしたいというふうに思っております。

(中村副会長)

よろしく願いいたします。

(高橋課長補佐)

まず、輸入食品の安全性確保についてなんですけれども、実際にお店に立ち入るとい
ことの中で、輸入食品、特に表示とかになりますけれども、検査は実施しているわけす
けれども。

その中で、実際に食品の検査をどの部分でやっているかといいますと、資料の中の、
14ページにあげられている検査、モニタリング検査というところで、実際の計画として
あげているものについては、アフラトキシン、輸入ナッツ類のアフラトキシン検査、ある
いは輸入食肉・野菜・果物といったものの残留農薬、動物用医薬品の検査というものを例
年実施しておりまして、これについては引き続き実施する予定であります。

それから加工食品につきましては、食中毒の原因となる細菌や添加物の使用といった、
規格・基準についての検査が中心でありまして、その中でも特に国産品・輸入品というこ
とに着眼をしての検査というものは、行われなかったんですけれども、通常の収去検査の
中で、輸入食品というものに着目して、計画の中で取り入れていければと考えております。

水際での検査で防げなかったものにつきまして、どのような安全策、県内に流通してい
るものの、安全を確保していくかということになりますと、実際に今回のギョウザについ
てとった例なんですけれども、実際に流通しているものの検査による発見ということでは
なく、その情報をいただいて、栃木県内でまず動き出したというところがありまして。

まず夕方なんですけれども、厚労省から連絡を受けて、その日のうちにホームページ
に情報を直ちに載せまして、さらに県内各健康福祉センターのほうに、流通状況、お店で
の販売状況、回収状況といったものを確認、撤去指導するというところから始めまして、
まずは被害の拡大防止というところから入りました。

実際に起きているものに関しては、拡大防止というのがまず一番ではないかなと思いま
す。それについては、先ほどの基本計画の中でも話がありましたけれども、健康危機管理
体制ということで、それを明確にして、より確実に実施できるようにできればと思いま
す。

輸入食品、特に加工食品に関する残留農薬の検査なんですけれども、それはお話にあり
ましたように、水際検査ということで、国の検疫所のほうで実施しております。それにつ
いて、県はどのように進めるかということに関してですが、加工食品での残留農薬の検査
というものが、効率とか有効性とかといったものも含めて、必要でないということではな
いんですけれども、その必要性を見ながら、検査の中で取り入れられるかどうかについて、
検討していきたいと思えます。

(中村副代表)

よろしいでしょうか。

(竹内委員)

よろしく願いいたします。

(中村副会長)

ほかにはございましょうか。はい、どうぞ。

(高橋昭明委員)

3ページですね。監視指導の実施に関すること。ここに立ち入り予定回数ということで、
A・B・C・D・Eまであるんですが、先ほどお話されたんですが。

去年もちょっとお話したんですが、立ち入り検査、立ち入り検査も兼ねて、抜き取り検
査と同じなんですか。抜き取り検査とは別なんでしょうか。

(高橋課長補佐)

ここに載っているものは、立ち入り検査ということで、実際に施設に立ち入って検査を
するというものについての頻度になっております。抜き取り検査、食品の検査につきまし

では、これとは別に、先ほどの13ページの収去検査実施計画というものをもとに、各健康福祉センター、あるいは試験検査機関と調整を図りながら、食品の検査を実施しております。

(高橋昭明委員)

非常に、抜き取り検査・立ち入り検査、食の安全ということでは必要なことで、よろしいことだと思うんですけども。食品によっては、自主検査というのが入っていますね。自主検査は、好ましいのは、去年もちょっとお話したんですが、年に6回ぐらいやってほしい。

お菓子のほうでいうと、大手さんは非常にやりやすいということが、経費の面で出しやすい。栃木県で今、組合に入っている菓子組合、パン組合、洋菓子協会、まあそういうものを混ぜて、組合に入っている方が半数ぐらい。菓子組合だけでも500名ぐらい、で今、自動的に減っております。後継者がいないということですね。

それから非常に自主検査で、1品あたり検査料が3万円。それを3種類やりなさいと、それを6回やりなさいという、えらい金額になります。中小企業の、まだ小規模商店のお菓子が、非常に、どこそこの何はおいしいということになって、やっぱりおいしさは、人間が生きていくための食の文化だと思うんです。1日の売り上げがいくらですかというと、3万、あるときは5万、5万あるときは忙しいんだよ。それで検査に行くとき、1品3万円の検査料を払わなければならない。3種類持っていきなさい、年に6回検査しなさいといったら、もうそういう食の文化が、小さいところではもう嫌だということですね。

でもやっぱり、安全のためにはやったほうがいいんです。このために、自主検査の補助ということは、考えておりますか。

(高橋課長補佐)

今おっしゃるように、自主検査、食品の安全を保つためには、自主的に衛生を管理していく、そのための1つとして、自主検査というものがとても重要だと思っております。それに関して、必要性・重要性は十分理解しているんですけども、今のところ、それに関する補助というものについては、予算立てしておりません。食品衛生協会とかという、食品団体の育成の中で、そういったものが進められればと考えております。

(高橋昭明委員)

自主検査をした後に、すぐ収去、立ち入り検査がすぐ来たりするんです。重複しているんですね。えらい金額、重複しているんです。こういうことも頭に入れて、自主検査と収去とを、同じにならないようにしたほうが、よろしいんじゃないか。

今、小さいお店の、大変な経費は、商売だからやりなさいという強制的。まあ自主検査でありながら、半ば強制的に。経費はいくらかかっても、1日何十万売るところと、1日3万しか売らないところで、経費が同じで、みんな小さなところはまいってしまう。それから後継者もない。これから食の文化はなくなってしまうのではないか。そういう恐れを、ここのところ、ひしひしと感じるんですね。そういうところを1つ。

今聞くと、補助はしませんということですから、食の文化がだんだん、人間食べているのは、文化をいただくのではなくて、えさをいただいているような形になっては、大変だと思うんですけど。1つ、お考えください。すみません。はい、回答は結構でございます。

(中村副会長)

今、自主検査の話、あるいは先ほどの仲間内での規制等について、限界があるという意見がございましたけれども、実は、行政のほうを弁護する気は全くないんですが、行政のほうにも限界がございまして。これ、2つあるんです。

1つは、こういった行政は、いわゆる規制行政・取り締まり行政でして、これはきちんとした法律の法的な背景が必要です。行政のあり方、2つ分けるわけです。いわゆる給付行政と、規制行政とございまして。

給付行政といいますと、保健福祉部の、例えば検診やりますなんていうのは、一番わかりやすい例ですけれども、住民サービスを提供します。これは予算さえあれば、やっていいわけです。ところが規制行政については、取り締まりについては、法的な根拠がないと、住民の権利侵害、そういったことになるので、やはり法律の範囲内でしかやることができないという限界が1つ。

もう1つは資源の関係で、人的資源あるいは予算というなものの、限りがございまして。例えば11ページの別表1、これだけの計画ということなんですけれども、本当はすべてのところについて、年1回以上は立ち入り検査してもらいたいなあというのが、住民としての希望ですけれども、健康福祉センターの人員、あるいは予算を考えると、まあ余り問題のなさそうなところは、2年に1回とか、3年に1回程度でも仕方がないのかなというように、こういう限界が出てきます。

そういう意味では、行政的な、こういう公の規制と、自主的なものと、車の両輪みたいな形で、安全・安心ということを確保していただければ、というか、それしかないのではなかろうかなと。行政だけが、ということでも、これはちょっと無理だと思いますので、ぜひその辺のところ、理解いただけたらと思います。

この辺について、ほかに、ございますでしょうか。ちょっと時間の関係がございまして、次に進ませていただきます。どうもありがとうございました。

それでは3番目の「その他」でございまして、これは報告事項でございました。

まず第1点目、「20カ月齢以下のBSE検査継続について」ということで、事務局のほうからご説明をお願いします。

(高橋課長補佐)

報告事項になるんですけれども。引き続き、生活衛生課食品衛生担当高橋です。説明させていただきます。

資料が、資料ナンバー3になります。「20カ月齢以下のBSE検査継続について」ということで、その経緯と現状と対応について、説明させていただきます。

BSEについては、日本で平成13年9月に初めて、BSEが発生いたしました。13年10月に全頭検査、牛全部について検査を実施しているということで、それがすべてについて、全頭について、国庫補助の対象ということになりました。

平成16年の9月に、食品安全委員会において、BSE国内対策に関する評価ということで、中間の取りまとめというものが示され、その中で、BSEの検査対象の見直し、特定危険部位の除去といったものが示されました。

平成17年5月に、食品安全委員会の答申が出され、平成17年の8月に厚労省関係のBSE対策特別措置法が改正され、BSEの検査対象は21カ月齢以上の牛、ということになりました。ただ、その時点で20カ月齢以下の牛については、自治体が自主的に実施するBSE検査、その検査キット費用については、引き続き国庫補助の対象とするということで、現在まで全頭検査、国庫補助による全頭検査を続けてまいりました。

平成19年の8月31日に、平成20年7月末をもって、20カ月齢以下のBSEの、自治体が自主的に検査する検査に係る費用の国庫補助を打ち切るという、厚労省からの通知を受け、栃木県における20カ月齢以下の検査の計画について、検討してまいりました。

現状といたしまして、全国と栃木県の、牛の検査頭数、あるいは死亡牛のBSE検査頭数、そういうものを①で示しております。全国では750万頭を、平成13年10月から、

栃木県ではおよそ10万頭について、BSE検査を実施しております。その間、全国では34頭、12頭死亡牛を含む34頭でBSEが陽性ということで、判断されました。栃木県においては今のところ、1頭も陽性と判定されたものはありません。

平成18年度のBSE検査頭数なんですけれども、栃木県グループと、宇都宮市はこの数字になるんですけれども、栃木県で7,900頭。そのうち、20カ月齢以下のものが、約800頭、10.1%という割合になっております。参考としまして、宇都宮市については、検査頭数のほぼ半分、51.3%が20カ月齢以下の牛となっております。

今後の対応なんですけれども、平成20年8月以降、当分の間、20カ月齢以下のBSE検査を継続すると。その理由としましては、県民の食への安心を確保すること。それと、既に北海道を初めとする多くの自治体が、自主検査継続を表明しておりまして、県内で処理される牛の差別化の防止という、2つの理由をかんがみまして、20年8月以降も当分の間は検査を継続する、ということとしました。

今後の、自主検査を継続する期間なんですけれども、当分の間ということなんです、消費者やほかの自治体、あるいは国の状況等、勘案しながら、判断していきたいと考えております。以上です。

(中村副会長)

ありがとうございました。

ちょっと確認というか、以前にもお伺いしたかもしれませんが、②のところ、宇都宮市は約半数が20カ月齢以下に対して、宇都宮市を除く圏域では10%。随分、割合に違いがあるんですけれども、何か理由があるのでしょうか。

(高橋課長補佐)

と畜場で処理する牛の、扱う牛の種類が、ちょっと違うところがありまして。

ご存じのように栃木県は、全国2番目の酪農県ということで。主に県北地区で処理される牛については、高齢の牛が多い。それと県南地区のほうで処理されるものについては、結構しっかりした和牛、あるいは肉用牛ということで、30カ月齢以上のものが多いということで、その中の全体に占める20カ月齢以下の牛というのは、10%程度にとどまっております。

宇都宮については、県内の業者なんですけれども、肉用牛ではなくて、乳用牛を肥育して肉にすると。そうしますと、20カ月齢ぐらいで、早めに肉として生産できる牛ということで、それが宇都宮のと畜場では多く処理されておりまして。それで宇都宮では、約50%近くがその20カ月齢以下に該当してしまう、ということになっております。

(中村副会長)

ありがとうございました。

というご説明でございますが、何かご質問、ございますか。はい。

(小野口委員)

ちょっと確認したいんですが。

全国の例で、20カ月というか、34頭が陽性になっていると思うんですが、その中で20カ月齢以下のやつというのは、判断がつかない？

(高橋課長補佐)

20カ月齢以下という牛についての発症例は、今のところ報告はありません。

それに近い、21カ月、23カ月というのはあるんですけれども、非特異的なBSEということで。30カ月齢以上の、あるいは100カ月とか、150カ月とか、そういったものの発生が多くなっております。

(五月女委員)

いいですか。

(中村副会長)

はい、どうぞ。

(五月女委員)

国庫補助があるということなんですけれども、年間どのぐらいの金額か。

(高橋課長補佐)

毎年毎年、検査にかかるキット、検査キットについて、入札ということでやっておりまして、かかった額について丸々帰ってくるという形なんで、年々ちょっと変動はあるんですけれども。

今回、20カ月齢以下のもので試算をしますところによりますと、それにかかる県費というのが、約75万円ということになっております。

(五月女委員)

国から年間75万円入るとということなんですか。

(高橋課長補佐)

いえ、県として支出するものは75万円で。

平成20年度の計画の、18年度実績をもとにするものなんですけれども、約1,000万の国庫補助で検査を実施しております。

(中村副会長)

1,000万というのは、全頭検査の国庫補助であって、栃木県で8月以降も継続して20カ月齢以下でやるときの経費で、国庫補助が入らなくなった分が約75万。そういうことですね。

(高橋課長補佐)

はい、そうです。

(中村副会長)

ありがとうございました。

ほかに、ないでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

続きまして、「その他」報告事項の2でございまして、「県内における食の安全に関する事例等について」ということで、まず資料4-1でございましてけれども、「中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害の発生について」、事務局のほうから、ご説明、お願いいたします。

(資料準備)

(高橋課長補佐)

それでは資料の4-1に沿って、説明したいと思います。

このたび、中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害が起きまして、それについてとってきた栃木県の対応について、流れに沿って説明したいと思います。

資料の中で、報道に発表した資料そのもの全部ではないんですけれども、飛ばしながら、資料としてつけてあります。

まず最初に、感知したのが平成20年1月30日、午後5時ごろ、千葉県及び厚生労働省から、まず第1報がありました。中国産冷凍ギョウザを喫食後健康被害が発生しているということで、そのときには商品名しか連絡、情報がありませんでしたけれども、その中で販売店がある程度特定できる商品名がありましたので、まず、即その商品名を扱っている販売店について、県内の流通状況を調査、始めました。

発表したものの中で、コープブランドということが書いてありまして、まず手当たりしだいというものなんですけれども、県内にある生協施設に、各健康福祉センターから流通状況、店頭での販売状況、撤去状況といったものを、まず調査いたしました。それとあわせて、厚労省からの情報、それを直ちにホームページに載せて、県民への注意喚起を図りました。

それから2種類のうち、もう1種類については、大量流通商品ということで、その流通ルートについてはなかなか特定できず、輸入元から栃木県内に流通される第1流通先の報告を待って、翌日から流通状況の調査ということになりました。

1月31日の時点で、翌日31日の時点で、当該食品を食べたということと、嘔吐やかゆみというような症状を発した人、というような相談が2件ありました。それについて、実際の症状、喫食状況といったもので、健康福祉センターで相談を受けるとともに、調査をいたしました。

3日に、県内のおおよその流通ルートが確認できまして、県内の流通施設について、回収状況・店頭からの撤去状況というものの、調査を行いました。

それとあわせて、ギョウザを食べて症状があったという方で、入院したという症状の、まあ関連があるかどうかは別として、症状が重かった方の家に、該当する食品が残品として残っているということで、2月2日からメタミドホスの検査を開始いたしました。検査の結果については、2月の4日に判明いたしまして、メタミドホスは検出されなかったということになります。

その後、毎日のように相談件数がふえて、どんどんどんどん毎日のようにふえていきまして。ただ、その中で直接、その該当食品と健康被害、発症の因果関係が明確であると、断定できたものはありませんでしたけれども、資料の4ページ、14件の相談で、ギョウザを食べて健康被害があったというもののご相談がありました。

その後福島で、メタミドホスだけではなくて、ジクロロボスも検出されたという話を受けまして、家庭から提供を受けた、メタミドホスが検出されなかった検体について、再度ジクロロボスの検査を行い、それも検出されなかったと。

それとあわせて、ギョウザ以外なんですけれども、天洋食品で製造されたという、自主回収食品について、こちら家庭に残品があるという方からの提供を受けて、4品目についてメタミドホス、ジクロロボスの検査を実施いたしました。それについても、すべて検出せず、ということになっております。

さらに検査対象を広げまして、流通していて回収されているもの、お店に残っているもの、それを収去いたしまして、メタミドホス・ジクロロボスについて、検査を実施しました。既に5検体については、どちらも検出せずということで、報告が出されています。残りの5検体については、現在検査中ということになっております。

これまでの状況といたしましては、流通・販売状況の調査、県民への注意喚起、それと実際のお店の回収・返品状況、店頭で販売されていないことの確認等、健康福祉センターにおける健康被害等の相談受付と。実際に検査できる、家庭に残っている残品、あるいは流通してそれが回収されているものについての、食品の検査というのを実施してまいりました。

また引き続き、当該食品と、あるいは関連食品の回収状況の確認、情報収集を行うとともに、県民への情報提供・注意喚起を行っていく予定であります。それと、試験検査の結果、これについても公表しまして、県民の皆さんへの安心を図っていきたいと思います。

実際にはもう、残留ということよりも、混入ということで、話のほうが進んでおりますけれども、食品に係る危害ということを考えれば、どちらも区別するものではありません。

ので、栃木県としては、まず迅速に、県民の方に情報提供・調査・検査を行ってきたというものの、報告になります。以上です。

(中村副会長)

ありがとうございました。

今のは栃木県の話ですけれども、宇都宮市はどうなっているんですか。

(高橋課長補佐)

同じ県内ということで、宇都宮についても、毎日情報交換をいたしまして。ちょっと具体的な数については、手持ちがないんですけれども。同じように流通状況も調査、あるいは食品の検査といったことを、進めてきております。

(中村副会長)

栃木県庁から、栃木県では現段階では、喫食発症、因果関係が明らかな、特定されたものはいない。それから県内で回収されたギョウザから、いろいろな、いわゆる殺虫剤が出てきたということもないということなんですね。これも、宇都宮市を含めて、ですね。

(高橋課長補佐)

宇都宮市でも、症状と因果関係があると断定できる方はいないと。検査を実施しているものについては、やはり同様に、メタミドホス・ジクロロボスは検出されていない、ということになっております。

(中村副会長)

栃木県庁が公表したときに、宇都宮市は除くと、普通は、県民は考えないんですよ。栃木県全部でしょうということ。特定されていないし、ものからも出ていないし、栃木県は安心ですね、一応安心ですね、というお話になるんですけれども。そこで宇都宮の情報が実は抜けていますという話になると、ちょっと問題が起こるので、そういうことがないように、お願いしたいと思います。余計なことを言って、申しわけないんですけれども。

(高橋課長補佐)

情報・連絡を密にとりながら、漏れのないようにしていきたいと思います。

(中村副会長)

よろしく願いいたします。

この件につきまして、何か、ご質問ございませんでしょうか。

今後どういうことになるのかというのは、まだ、よくわからないようなところもあるんですけれども。いろいろ警察等も入っておりますし、事実を明らかにしていただきたいなと、私自身は、個人的には思っております。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

そうしましたら、次の件ですけれども、「JAS法及び景品表示法に基づく措置結果について」、「県内の食に関する事例等について」でございますけれども、漬物の話でございますが、よろしく願いいたします。

(河南経済流通課長)

では右肩に資料4-2とあります資料につきまして、説明をさせていただきます。

昨日、記者発表をしたものでありまして、けさの新聞等にもかなり広くカバーされておりましたので、ごらんになった方も多と思うんですが、改めましてこの資料4-2につきまして、説明をさせていただきます。

まず1ページの概要のところでございますが、清水漬物工業株式会社、壬生町にある会社でございますが、これが中国産のラッキョウ・カンピョウ、それからシソの実、これら3つを使用しているにもかかわらず、国産というふうに、事実と異なる原料原産地を付した上で販売をしていたということ、確認したというものでございます。

このため、昨日づけでJAS法、それから景品表示法に基づく指示を行ったというのが、概要でございます。

1ページの真ん中あたり、経緯のところでございますが、不適正な原材料表示等に関する情報提供がありましたことから、関係部局合同で今年の1月15日以降、9回にわたって、立ち入り調査を行ってまいりました。この結果、その下ですね、書いてあるようなことが明らかになった、ということでもあります。

ここにご紹介しております数字は、平成19年2月から20年1月までの1年間の数字でございます。

(1)のところです。原料原産地が中国産でありますラッキョウ・カンピョウ・シソの実を原料とした商品、これを31商品製造いたしまして、国産というふうに表示をした上で、少なくとも約110トンを出荷したというものであります。

1枚おめくりいただきました3ページに、商品の一覧が31個、書いてございます。

お戻りいただきまして(2)のところ、ちょっと専門的になるんですけども、この31商品、110トン进行分类した内訳でございます。要はこれは、だれの名前で最終消費者に販売されていたか。だれの名前で売っていたか、というものであります。

まず①のところは清水漬物工業の名前で売っていたものであります。これが19商品で、約32.5トン。栃木県ほか3県の138カ所に出荷をされておりまして、19商品のうち17商品は、県内に出荷をされていたというものであります。

それから次の②以降ですが、これは清水漬物工業ではない人の名前で売られていた、というものであります。これは20商品。少なくとも77.5トンが、県内ほか8県の20カ所へ、出荷をされていたというものでございます。

1枚おめくりいただいて、3ページ。先ほどちょっとご紹介した31の商品があるんですが、この表、右側に表示責任者というふうに書いてございます、①というものが、下のほうにあるんですが、全て清水漬物工業の名前で、最終消費者に売られていたものであります。それから1つ飛びまして、③。これは清水漬物工業以外の名前で作って売られていた商品で、12個あります。一方、真ん中の②というのは、同じ商品の一部が清水漬物工業の名前で、一部は別の方の名前で売られていたというものであります。①と②を合計したものが、1ページでいう19商品になりますし、それから②と③を合計した、8プラス12が20というのが、1ページでいう、20商品ということになります。

なお、食品衛生法上は、特に問題となる事実は認められなかったものであります。

今ご紹介いたしました、だれの名前で売っていたかというのが法律上の責任の所在に直結するものであります。この(2)の真ん中あたりにあります①、清水漬物工業の名前で売られていたものについての責任を問うという形で、一番下のほうになりますけれども、JAS法、それから景品表示法、それぞれの法律に基づく指示を行った、というものでございます。

資料の、簡単に残りをご紹介いたしますと、4ページに清水漬物工業の会社の概要が、記載してございます。

それから5ページと6ページは、JAS法の関係の法令規定。

それから7ページが景品表示法の関係規定でございます。

一番最終のページ、8ページであります。これはJAS法、それから景品表示法で行った指示の内容であります。全部で4点あるんですけども、商品のチェック等々をしっかりとやるように、という指示の内容であります。5番のところに書いてありますが、来月の11日までに報告を求めている、ということでございます。

それから1つ、ちょっと関連して情報提供させていただきますと。

1 ページにお戻りいただきたいんですけども、経緯のところ、2 の (2) の ②、清水漬物工業以外が表示責任者になっているという部分なのですが。多分皆様のご記憶にもある、ちょっと今日取り上げることになりましたが、昨年 1 1 月に発覚をいたしました、鹿沼市におきますお菓子製造会社の場合は、問題になった商品が、全部この (2) の ②に当てはまるパターンでありました。このため、法律上責任は問えないということで、指導を行ったということだったんですけども。今回は①という部分があったために、法律上の措置も講じた、ということなんです。

J A S 法におきましては、②の部分についても責任を問うという制度改正が、今度の 4 月から予定をされております。これ、北海道のミートホープ社の事件があったということも踏まえまして、改正が検討されてきたものでございますけれども、来る 4 月 1 日から、そういうふうな制度改正がされるということで、これまで以上に業者間取引もきちんとした責任の所在が明らかになっていくということかと考えています。

簡単でございますが、報告、以上でございます。

(中村副会長)

ありがとうございます。

この件につきまして、ご質問、ございませんでしょうか。

この件に関しましては、ただいまの報告のように、保健福祉部も、合同で立ち入り検査を行ったということで、下から 4 分の 1 ぐらいに書かれております、食品衛生上は特に問題のある事実はなかったということで。

やはりこれは食品、先ほど申し上げました食品衛生法と J A S 法や、景品表示法との法の趣旨の違いが、ここにあらわれているわけでございます。ところが、先ほど申し上げましたように、一緒になってけしからんという、保健省、健康福祉センターけしからんというようなこと、住民の方から言われて、そういった方が困っているという話ですけども。その辺の主旨を理解いただければと思います。

この件について、よろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございます。それでは本日の予定されました報告事項につきましては、以上でございます。これもちまして、本日の議事を終了させていただきます。長時間に渡りましてありがとうございます。

進行を事務局のほうにお返しいたします。よろしく申し上げます。

(司会)

中村副会長、どうもありがとうございます。

それでは本日、ご審議いただきました、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画 (案) 」及び「平成 2 0 年度栃木県食品衛生監視指導計画 (案) 」の今後の作成作業につきまして、事務局から説明させていただきます。

(事務局)

本日ご審議いただきました 2 つの計画案のうち、1 つ目の基本計画につきましては、本日の委員の皆様からのご意見と、現在実施しておりますパブリックコメントでのご意見を踏まえて、計画を策定いたします。委員の皆様には、パブリックコメント終了後に、最終案を送付させていただきます。3 月末に、栃木県食品安全推進本部におきまして決定し、公表という予定でございます。

もう 1 つの監視指導計画につきましても、本日の皆様からのご意見、パブリックコメントでのご意見を踏まえまして、3 月末に計画を策定し、公表したいと考えています。委員の皆様には、公表に合わせまして、策定しました計画を送付させていただきます。

(司会)

ここまでご審議いただきましたほかに、「とちぎの食育元気プラン」、それに基づきまして、県民の皆様が気楽に食生活改善に取り組むことができますよう、県の代表的な農産物を活用した料理や、郷土料理を取り入れた、栃木版食事バランスガイドを作成いたしまして、1月17日に公表しておりますことをご報告申し上げます。お手元のほうに配布させていただきましたので、どうぞ活用いただければと思います。

ここで次の開催日程につきまして、事務局よりご案内がございます。

(事務局)

次回の会議は、年度かわりまして、8月ごろに予定しております。なるべく早く、日程のほうご連絡差し上げたいと思いますが、委員の皆様には、お忙しいところを恐縮でございますが、ご出席のほどをよろしく願いいたします。

(司会)

それでは、以上をもちまして、「第3回とちぎ食の安全・安心推進会議」を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。